

令和 7 年 9 月 1 日

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者の商号・所在地

株式会社中央技術コンサルタンツ福岡支店
福岡市博多区博多駅南 1－3－1

2 指名停止期間

令和 7 年 9 月 1 日 から 令和 7 年 12 月 31 日まで（4 ヶ月間）

3 指名停止の理由

（株）中央技術コンサルタンツの東北支店長は、宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、気仙沼市職員から事前に予定価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和 7 年 7 月 21 日に逮捕されたため。

（「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」別表第 2 第 7 号に該当）

※「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」

別表第 2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
（競売入札妨害又は談合） 7 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に 関し、建設業者の役員又は使用人が競売入札妨害若しくは 談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を 提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 ヶ月 以上 12 ヶ月以内